

	<p>億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が1億以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び旦野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び旦野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	<p>億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が5,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び旦野土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び旦野土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<p>18 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>19 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>20 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>21 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>22 同規則第46条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>23 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○													
<p>24 同規則第49条第1項の規定による設計</p>																
<p>19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>22 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>23 同規則第46条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○													
<p>24 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○													
<p>25 同規則第49条第1項の規定による設計</p>																

<p>び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 木子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>		○				○	倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長		○	米子土木事務所長		○	鳥取土木事務所長		○	倉吉土木事務所長		○	木子土木事務所長
<p>30 同規則第50条第2項の規定による前金払に係る認定 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営業に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>		○				○	鳥取土木事務所長		○	倉吉土木事務所長		○	米子土木事務所長									
<p>31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営業に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土</p>		○				○	鳥取土木事務所長		○	倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長									
<p>び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 木子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>		○				○	倉吉土木事務所長		○	米子土木事務所長		○	鳥取土木事務所長		○	倉吉土木事務所長		○	木子土木事務所長			
<p>31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営業に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土</p>		○				○	鳥取土木事務所長		○	倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長									

	<p>本事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	<p>所長</p> <p>米子土木事務所長</p> <p>鳥取土木事務所長</p> <p>倉吉土木事務所長</p> <p>米子土木事務所長</p>		<p>本事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び根国土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根国土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	<p>所長</p> <p>米子土木事務所長</p> <p>鳥取土木事務所長</p> <p>倉吉土木事務所長</p> <p>米子土木事務所長</p>	
32	<p>同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認</p> <p>(一) 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○		○	<p>鳥取土木事務所長</p> <p>倉吉土木事務所長</p> <p>米子土木事務所長</p>		<p>同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認</p> <p>(一) 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 米子土木事務所及び根国土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○		○	<p>鳥取土木事務所長</p> <p>倉吉土木事務所長</p> <p>米子土木事務所長</p>	
33	<p>同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土</p>	○	○	○	<p>鳥取土木事務所長</p> <p>倉吉土木事務所長</p> <p>米子土木事務所長</p>		<p>同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土</p>	○	○	○	<p>鳥取土木事務所長</p> <p>倉吉土木事務所長</p> <p>米子土木事務所長</p>	

三 建築基準法に基づく知事の権限に属する事務	37	同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○								
	1~3の2 略										
	4	同法第7条の6第1項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○				鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長
				○				倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長
				○				米子土木事務所長		○	米子土木事務所長
	5~13 略										
	14	同法第12条第3項の規定による建築物の敷地構造等の報告の請求 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長	
				○			倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	
				○			米子土木事務所長		○	米子土木事務所長	
	15~19 略										
	20	同法第18条第13項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長	
				○			倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	
				○			米子土木事務所長		○	米子土木事務所長	
	21~62 略										
	63	同法第85条第3項の規定による応急仮設建築物の存続の許可 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長	
				○			倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	
				○			米子土木事務所長		○	米子土木事務所長	
	64	同法第85条第4項の規定による仮設建築物の建築の許可 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長	
				○			倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	
				○			米子土木事務所長		○	米子土木事務所長	

三 建築基準法に基づく知事の権限に属する事務	37	同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○								
	1~3の2 略										
	4	同法第7条の6第1項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○				鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長
				○				倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長
				○				米子土木事務所長		○	米子土木事務所長
	5~13 略										
	14	同法第12条第3項の規定による建築物の敷地構造等の報告の請求 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長	
				○			倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	
				○			米子土木事務所長		○	米子土木事務所長	
	15~19 略										
	20	同法第18条第13項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長	
				○			倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	
				○			米子土木事務所長		○	米子土木事務所長	
	21~62 略										
	63	同法第85条第3項の規定による応急仮設建築物の存続の許可 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長	
				○			倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	
				○			米子土木事務所長		○	米子土木事務所長	
	64	同法第85条第4項の規定による仮設建築物の建築の許可 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取土木事務所長		○	鳥取土木事務所長	
				○			倉吉土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	
				○			米子土木事務所長		○	米子土木事務所長	

65～70 略									
四 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
	2 同令第131条の2第1項の規定による街区の指定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
	3 同令第131条の2第2項の規定による計画道路を前面道路とみなす建築物の認定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
五 略									
六 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
	2 同条例第3条ただし書の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
		○	倉吉土木事務所長						
		○	米子土木事務所長						

65～70 略									
四 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第48条第2項第3号の規定による特殊な構造方法による校舎の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び限雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
	2 同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び限雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
	3 同令第129条の3第1項第2号の規定による特殊な建築物に設けるエレベーター等の効力の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び限雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
	4 同令第131条の2第1項の規定による街区の指定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び限雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
	5 同令第131条の2第2項の規定による計画道路を前面道路とみなす建築物の認定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び限雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
五 略									
六 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
	2 同条例第3条ただし書の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び限雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長						
		○	倉吉土木事務所長						
		○	米子土木事務所長						

所及び国野総合事業 業務の管轄区域に 係るもの	所長	所及び根拠土木事 務所の管轄区域に 係るもの	所長
		<p>住宅課 1 管轄工事に係る知事の権限に属する事務（建築課の所掌事務に係るものを除く。）</p> <p>1 管轄工事の執行の決定 （一） 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。建築課の項の一及び二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの （二） 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの （三） 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの</p>	
		<p>2 管轄工事に係る起工の決定 （一） 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの （二） 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1） 工事費が1億円以上の工事に係るもの （2） 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの （イ） 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの （ロ） 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のもの （a） 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの （b） 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの （c） ※子土木事務所及び根拠土木事務所の管轄区域に係るもの □ 設備工事に係るもの （イ） 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの （ロ） 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のもの （a） 鳥</p>	<p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所</p>

		の a 特殊な 技術を必 要とする 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取土木事 務所 及び郡 家土木 事務所 の管轄 区域に 係るも の (b) 倉 吉土木 事務所 の管轄 区域に 係るも の (c) 米 子土木 事務所 及び根 雨土木 事務所 の管轄 区域に 係るも の	○						○ 鳥取土木事 務所 所長 ○ 倉吉土木事 務所 所長 ○ 米子土木事 務所 所長
		4 管轄工事に係る請 負契約の締結を随意 契約の方法によるこ との決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの (1) 特殊な技術 を必要とする工 事に係るもの (2) (1)以外の もの イ 鳥取土木事 務所及び郡家 土木事務所 の管轄区域に係 るもの ロ 倉吉土木事 務所の管轄区 域に係るもの ハ 米子土木事 務所及び根雨 土木事務所 の管轄区域に係 るもの	○	○					○ 鳥取土木事 務所 所長 ○ 倉吉土木事 務所 所長 ○ 米子土木事 務所 所長
		5 管轄工事に係る請 負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 建築工事に 係るもの イ 請負対象設 計金額が 7,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象設 計金額が 7,000万円未 満の工事に係 るもの (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 に係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a 鳥取土 木事務所 及び郡家 土木事務 所の管轄 区域に係 るもの	○	○					○ 鳥取土木事 務所 所長

		<p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根田土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根田土木事務所の管轄区域に係るもの</p>		<p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>
		<p>6 管轄工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び根田土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>
		<p>7 管轄工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象と</p>	<p>○</p>	